

公益財団法人ソニー教育財団  
「乳幼児のための『科学する心』ネットワーク」規約

(名称)

第1条 この会は、「乳幼児のための『科学する心』ネットワーク」(以下「この会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、乳幼児期からの「科学する心を育てる」(別紙)ことを推進する会員相互の研究・研修活動の交流を通じて、子どもたちの豊かな感性と創造性の芽生えを育み健やかな成長につながることに寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 この会の運営・管理をするため、次の住所に事務局を置く。  
〒140-0001 東京都品川区北品川4丁目2番地1号 ソニー教育財団内

(活動)

第4条 この会は、2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員に有益な情報の提供
- (2) 会員間のコミュニケーションの促進
- (3) 会員の自主的な研修活動への支援
- (4) ソニー教育財団(以下「財団」)主催のイベント・研究会・研修会等の参加助成
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な支援

(入会資格)

第5条 この会の入会資格は、次の通りとする。  
保育・教育に関連する職業に従事するもの、および保育者を目指す学生で、次のいずれをも満たすものとする。

- (1) この会の目的を理解して賛同するもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う個人などの反社会的勢力に該当しないもの

(会員の種類)

第6条 この会の会員は、次の通りとし、種類に応じて活動対象が異なる。

- (1) 正会員 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校で保育・教育に従事するもの
- (2) 準会員 ・正会員の資格は満たさないが、保育・教育に携わる機関あるいは施設などの職員、もしくは18歳以上で保育者や教員を目指す学生  
・正会員の資格はあるが海外在住のもの
- (3) 特別会員 上記(1)、(2)以外でこの会が認めたもの

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、財団ウェブサイトの「入会申込フォーム」に所定の事項を入力して申し込み、事務局の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会費は無料とする。

(退会)

第9条 会員は、退会を事務局に申し出ることで任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局の判断によって当該会員の除名をすることができる。

- (1) この会の目的に反する行為があったとき
- (2) この会の名誉または信用を損ねる行為または秩序を乱す行為があったとき
- (3) 法令に違反する行為があったとき
- (4) 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき
- (5) 「入会申込フォーム」に虚偽を記載したことが判明したとき
- (6) 営業活動、営利を目的とした利用またはその準備行為があったとき
- (7) この会以外の団体への勧誘行為があったとき
- (8) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡したとき
- (2) 会員の所在が一年以上不明で連絡が取れなくなったとき
- (3) その他財団が同意したとき

(個人情報保護)

第12条 会員の個人情報は、財団が別途定める「個人情報の取り扱いについて」に従って財団が責任をもって管理する。

(権限)

第13条 事務局は、次の事項について決定する。

- (1) 規約の変更  
変更後、速やかにメールまたはWebで告知する
- (2) 会員の入・退会
- (3) 会員の除名、資格の喪失
- (4) 解散
- (5) その他この会の運営・管理に必要な事項

(免責)

第 14 条 この会及び事務局は、この会の活動に関連して生じた会員の損害や損失等について、故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。また、この会の活動に関連して会員間に発生した紛争等は当該会員同士が解決し、当該会員はこの会及び事務局に一切迷惑をかけない。

附則

令和 2 年 6 月 1 日から施行

令和 5 年 4 月 1 日一部改正